

認知症介護基礎研修の受講義務免除資格等について

令和3年9月
山口県長寿社会課

令和3年度の介護保険制度改正により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが、介護サービス事業者（無資格者がいない訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）に義務付けられたところです。

については、認知症介護基礎研修の受講義務が免除となる医療・福祉関係の資格及びケースについて、下記のとおり一覧にしましたので、受講申込みの参考にしてください。

記

<義務化の対象外となる資格>

医療	・ 医師 ・ 看護師	・ 歯科医師 ・ 准看護師	・ 薬剤師
福祉	・ 介護福祉士 ・ 理学療法士 ・ 介護支援専門員 ・ 介護職員初任者研修修了者 ・ 介護職員基礎研修課程修了者 ・ 訪問介護員養成研修（一級課程、二級課程）修了者 ・ 認知症介護実践者研修（実践者研修、リーダー研修、指導者研修）修了者（※） ・ 管理栄養士 ・ あん摩マッサージ師	・ 社会福祉士 ・ 作業療法士 ・ 実務者研修修了者 ・ 生活援助従事者研修修了者	・ 精神保健福祉士 ・ 言語聴覚士 ・ 栄養士 ・ はり師 ・ きゅう師 等

<義務化の対象外となるケース>

・ 養成施設において認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書及び履修科目証明書により認知症に係る科目を受講していることが確認できることが条件）（※） ・ 福祉系高校の卒業生（※） ・ 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者（※）

※R3.3.26 介護報酬改定に関するQ&A vol.3